

# 球磨村農業委員の再募集について

球磨村では、農業委員 1名の欠員が生じたことに伴い、新たな農業委員の再募集をします。みなさまのご協力をお願いします。

## 【球磨村農業委員募集要領】

- 1 募集人数 1人
- 2 任期 令和5年3月議会定例会任命同意の日から令和5年7月19日まで
- 3 身分 農業委員（第三者委員：中立委員）（特別地方公務員）  
※中立委員とは、農業分野以外の方を指します。
- 4 主な職務内容  
◎農地法第3・4・5条 利用権設定、各種証明等の権限に属させた業務  
毎月10日に開催される農業委員会総会（定例会）において上記権限に属した申請を中立的立場から審議します。  
例えば、農地の売買の申請（農地法第3条申請）を審議し、許可が適当か不適当か審議し、決定します。
- 5 委員報酬 球磨村報酬、費用弁償に関する条例に基づく額
- 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格  
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。  
①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 7 推薦及び応募に係る手続等  
規定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送又は持参により球磨村農業委員会事務局（球磨村役場産業振興課内）までご提出ください。  
様式等については、球磨村農業委員会事務局（球磨村役場産業振興課内）に備えておけますのでお問い合わせください。  
なお、役場掲示板及び球磨村ウェブサイトも掲載します。
- 8 受付期間  
令和4年12月26日（月）から令和5年1月27日（金）まで【必着】  
※持参される場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時00分までに提出してください。

※書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に球磨村ウェブサイト等により公表します。

## 9 選定方法

球磨村農業委員会評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。  
(必要に応じて面接等を行う場合があります。)

結果については、3月下旬に球磨村ウェブサイト等により公表し、結果に係る通知文書等を発送します。

## 10 公表について

受付期間の中間及び期間終了後に、球磨村ウェブサイト等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (6) 応募者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

## 11 その他

新制度に伴い農地利用最適化推進委員が、新たに設置されました。制度上では、仕事内容は分けてありますが、連携して活動を行っていただくこととなります。農地利用最適化推進委員の募集については、後日募集をかけることにしています。

また、農業委員の募集についても担い手の確保や多くの意見を取り入れることを目的とすることから、多くの「女性」や「認定農業者」、「青年（50歳以下）」の方に応募または推薦していただければと思います。

### 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒869-6401

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村農業委員会事務局（球磨村役場産業振興課内）

電話 0966-32-1115（直通）